

四国電力株式会社伊方発電所3号炉の発電用原子炉設置 変更許可申請書のうち特定重大事故等対処施設の設置に 係る事項に関する審査書案について

平成29年8月30日

原子力規制委員会

1. 経緯

原子力規制委員会は、平成28年1月14日に四国電力株式会社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき申請のあった特定重大事故等対処施設及び非常用ガスタービン発電機の設置に係る伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書を受理した。また、平成29年2月1日及び平成29年8月21日に、同社から当委員会に対し同申請の補正書の提出がなされた。

当委員会は、本申請のうち特定重大事故等対処施設の設置に係る事項について、平成27年1月14日の原子力規制委員会で確認した方針に基づき、非公開の審査会合で具体的な施設の仕様や配置場所等について審査を行ってきた。その結果として、添付のとおり審査書案を取りまとめることとする。

2. 審査結果の審議について

平成28年2月3日の原子力規制委員会の審議を踏まえ、本臨時会においては、これまで非公開の審査会合で審査してきた、特定重大事故等対処施設の設置に対する原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係るもの）、第3号及び第4号の各要件への適合性について、添付の審査書案に基づき審議する。

3. 今後の予定

原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係るもの）の各要件への適合性については、公開の原子力規制委員会において審議する。

その結果を踏まえ、原子炉等規制法に基づく原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の実施について、審議する。

なお、本臨時会において審議された審査書案については、平成28年8月2日の原子力規制委員会で決定した「特定重大事故等対処施設に係る審査結果のとりまとめの公開に対する考え方について」に従ってセキュリティの観点から非公開とすべき部分を不開示とした上で公開する。

また、平成28年1月29日の原子力規制委員会の結果のとおり、特定重大事故等対処施設に係る審査書案については、科学的・技術的意見の募集は行わない。

(参考)

非常用ガスタービン発電機の設置に対する原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係るもの）、第3号及び第4号の各要件への適合性については、同法第43条の3の6第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係るもの）の各要件への適合性とあわせて公開の原子力規制委員会にて審議する。

【参考1】

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄） （昭和32年法律第166号）

（設置の許可）

第四十三条の三の五 発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 使用の目的
- 三 発電用原子炉の型式、熱出力及び基数
- 四 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地
- 五 発電用原子炉及びその附属施設（以下「発電用原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備
- 六 発電用原子炉施設の工事計画
- 七 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量
- 八 使用済燃料の処分の方法
- 九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項
- 十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

（許可の基準）

第四十三条の三の六 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
- 二 その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。
- 三 その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第四十三条の三の二十二第一項及び第四十三条の三の二十九第二項第二号において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること。
- 四 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

- 3 原子力規制委員会は、前条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

(変更の許可及び届出等)

第四十三条の三の八 第四十三条の三の五第一項の許可を受けた者（以下「発電用原子炉設置者」という。）は、同条第二項第二号から第五号まで又は第八号から第十号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項のうち工場若しくは事業所の名称のみを変更しようとするとき、又は同項第五号に掲げる事項の変更のうち第四項の原子力規制委員会規則で定める変更のみをしようとするときは、この限りでない。

- 2 第四十三条の三の六の規定は、前項本文の許可に準用する。

(許可等についての意見等)

第七十一条 原子力規制委員会は、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項若しくは第四十三条の三の二十五第一項の規定による許可をし、又は第三十一条第一項若しくは第四十三条の三の十八第一項の規定による認可をする場合（以下この項において「許可等をする場合」という。）においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、あらかじめ、当該各号に定める大臣の意見を聴かなければならない。

- 一 発電用原子炉に係る許可等をする場合 経済産業大臣（試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては文部科学大臣及び経済産業大臣）
- 二 船舶に設置する原子炉に係る許可等をする場合 国土交通大臣（試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては文部科学大臣及び国土交通大臣）
- 三 試験研究の用に供する原子炉に係る許可等をする場合（前二号に該当するものを除く。） 文部科学大臣

特定重大事故等対処施設に係る審査結果のとりまとめの公開に対する考え方について

平成28年8月2日
原子力規制委員会

1. 基本方針

平成28年1月29日の原子力規制委員会の結果を踏まえて、特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という。）に係る審査結果のとりまとめに関して、その内容は原則公開することを基本とする。ただし、セキュリティの観点から審査結果のとりまとめの公開範囲は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）第5条第4号に従い判断することとする。

なお、申請者による特重施設に係る申請書についても審査結果のとりまとめ同様にセキュリティの観点から非公開とすべき情報が不開示とされている必要があることから、申請者に対して適切に対応するように求める。

《参考》

『行政機関の保有する情報の公開に関する法律（抄）』

第五条 四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

『行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準等（H24.9.19 原子力規制委員会）』

4 公共の安全等に関する情報（法第5条第4号）についての判断基準

公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入又は破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報及び被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、法第5条第4号に含まれる。

法第5条第4号に該当する情報の具体例としては、情報システムの設計仕様書、構成図等情報セキュリティに関する情報、電子署名を行うために必要なかぎ情報等が挙げられる。

2. 不開示情報の考え方

情報公開法第5条第4号に従い一部不開示とする範囲を以下のとおりとする。

(1) 特定の建造物への不法な侵入又は破壊を招くおそれがある情報

① 特重施設の名称、設置場所及び強度に関する記載及び図表

など

<上記情報を非公開とする理由>

- ・ 特重施設の名称、特重施設を設置する地盤に関する情報として破砕帯の位置が分かる情報、敷地地盤の性状・性質が分かる情報、特重施設の強度などを公開することで、特重施設の位置や仕様を特定する手がかりとなり、特重施設への不法な侵入又は破壊を招くおそれや犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。

(2) 特定のシステムへの不法な侵入又は破壊を招くおそれがある情報

① 特重施設を構成する設備の名称、設置場所、強度、数等に関する記載及び図表

など

<上記情報を非公開とする理由>

- ・ 特重施設を構成する設備の名称、設置場所、強度、数等を公開することで、特重施設を構成する設備の位置や仕様を特定する手がかりとなり、特重施設を構成する設備への不法な侵入又は破壊を招くおそれや犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。

(3) その他、テロの立案を容易にするおそれがある情報

① 特重施設に係るテロリズムの想定に関する情報

② 大型航空機の衝突その他テロリズムによって生じる重大事故（以下、「特定重大事故」という。）発生時の対応に係る体制・手順に関する情報

③ 非公開としている審査ガイドの内容またはこれを類推できる情報（大型航空機の諸元に関する情報など）

など

<上記情報を非公開とする理由>

- ・ 特定重大事故で想定する大型航空機の特性等（想定している大型航空機の種類、進入角度、搭載燃料、機種など）の特定重大事故に関する情報、特定重大事故発生時の対応に係る体制や手順に関する情報などを公開することで、特重施設又は特重施設を構成する設備の位置、仕様や対応手段を特定する手がかりとなり、特重施設又は特重施設を構成する設備の破壊を招くおそれや犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。

(4) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（第91条第2項第27号）等に定める特定核燃料物質の防護に関する事項に該当する情報